

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)	
260516017	26年4月6日	26年4月30日	26年5月16日	国外運転免許証の署名を筆記体のアルファベットで記入するように求める規制は、漢字での署名も可としている(スポーツやクレジットカードと同一のものを使用するのが前面での本人確認に使用する観点からも適切と考えます。	国外運転免許証の署名を筆記体のアルファベットで記入するように求める規制は、漢字での署名も可としている(スポーツやクレジットカードと同一のものを使用するのが前面での本人確認に使用する観点からも適切と考えます。	個人	警察庁	我が国が批准している道路交通に関する条約(以下「条約」という。)(附属書10により、国際運転免許証の記入事項はラテン文字又はいわゆる英国風の筆記体文字で記載することとされ、道路交通法施行規則別記様式第22の7において、記入事項はローマ字つづり又は英語で記載することとされています。	条約第24条第1項、同条第2項、附属書10 道路交通法施行規則第37条の7、別記様式第22の7	対応不可	条約附属書10において、国際運転免許証の記入事項はラテン文字又はいわゆる英国風の筆記体文字で記載することとされていることを踏まえ、道路交通法施行規則別記様式第22の7において、我が国において発給される国際運転免許証(道路交通法上の国際運転免許証)についてローマ字つづり又は英語で記載することとしているものです。そのため、国際運転免許証に日本語で署名を記載した場合、国際運転免許証としての要件を満たさな(なり、条約締約国で自動車等の運転ができない(なることから、対応は困難です。		
260523018	26年4月21日	26年5月14日	26年5月23日	観光ビザの東アジア諸国の旅行者に対するビザ発給要件が昨年7月から緩和され、訪日外国人数も増加したとある。訪日外国人客増大に向け、観光ビザの発給要件のさらなる緩和や免除を進められたい。	東アジア諸国の旅行者に対するビザ発給要件が昨年7月から緩和され、訪日外国人数も増加したとある。訪日外国人客増大に向け、観光ビザの発給要件のさらなる緩和や免除を進められたい。	大阪商工会議所	警察庁 法務省 外務省	ご提案の具体的な内容に記載のとおり、2013年7月よりASEAN諸国に対しての査証緩和措置を行っており、カンボジア及びラオス国民に対し、2013年11月18日より短期滞在数次査証を導入し、ミャンマー国民に対し、2014年1月15日より短期滞在数次査証を導入しております。また、インドについては一般旅客所持者に対する短期滞在数次査証の導入を決定しております。現在、具体的な開始日を含め、関係省庁と細則について検討しているところであり。	外務省設置法	検討に着手	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。		
260530024	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	役員を受託者とする自社株式交付スキーム(従業員株式交付信託)の受益者確定時における本人確認免除	・従業員および退職者を受益者とする自社株式交付スキーム(従業員株式交付信託)の受益者確定時においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯取法施行規則」という。)第3条第6号の規定に基づき、受託者による受益者の本人確認が不要とされている。 ・従業員株式交付信託と同じ仕組みをとる役員向け制度である役員株式交付信託においても、同様に、受益者確定時において、当該受益者が導入企業(委託者)の役員である場合(受益者確定日が退任日であるものを除く。)は本人確認を不要としたきたい。 ・役員報酬の多様化を図るため、役員報酬に係る会社法上の手続を経た上で、役員もしくは退職者に報酬として自社株式を交付するための信託であり、導入企業の役員または退任者が受益者となる。 (1)会社の業績の向上を目指すインセンティブを経営陣に付与するため、会社の業績と連動する役員報酬の活用が資本市場において求められている中、役員株式交付信託における本人確認の事務負担を軽減し、役員への株式交付の手続に要する期間を短縮することは、インセンティブの付与を達成する。 (2)受益者が役員の場合、交付対象者や交付先口座は、企業の協力のもと確認するため、仮名によりマネロン等に利用される危険性が低く、本人確認の意義は小さい。 (3)犯取法施行規則第3条第6号で従業員株式交付信託の受益者は本人確認の対象から除外されているところ、受益者が従業員が役員かの違いで取扱いを異にする合理性はなく、同様の信託の仕組みを活用する役員株式交付信託の受益者も同様の取扱いが許容されるのが公平であると考えられる。 以上のことから、犯取法施行規則第3条の「信託の受益者から除かれる者に係る契約」として以下の契約を追加したい。 「株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社が、役員への株式報酬制度(インセンティブプログラム等)と認められる範囲で、対象役員(株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の役員をいう。)に株式又は現金の交付を行うことを目的とした信託契約。	・従業員および退職者を受益者とする自社株式交付スキーム(従業員株式交付信託)の受益者確定時においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯取法施行規則」という。)第3条第6号の規定に基づき、受託者による受益者の本人確認が不要とされている。 ・従業員株式交付信託と同じ仕組みをとる役員向け制度である役員株式交付信託においても、同様に、受益者確定時において、当該受益者が導入企業(委託者)の役員である場合(受益者確定日が退任日であるものを除く。)は本人確認を不要としたきたい。 ・役員報酬の多様化を図るため、役員報酬に係る会社法上の手続を経た上で、役員もしくは退職者に報酬として自社株式を交付するための信託であり、導入企業の役員または退任者が受益者となる。 (1)会社の業績の向上を目指すインセンティブを経営陣に付与するため、会社の業績と連動する役員報酬の活用が資本市場において求められている中、役員株式交付信託における本人確認の事務負担を軽減し、役員への株式交付の手続に要する期間を短縮することは、インセンティブの付与を達成する。 (2)受益者が役員の場合、交付対象者や交付先口座は、企業の協力のもと確認するため、仮名によりマネロン等に利用される危険性が低く、本人確認の意義は小さい。 (3)犯取法施行規則第3条第6号で従業員株式交付信託の受益者は本人確認の対象から除外されているところ、受益者が従業員が役員かの違いで取扱いを異にする合理性はなく、同様の信託の仕組みを活用する役員株式交付信託の受益者も同様の取扱いが許容されるのが公平であると考えられる。 以上のことから、犯取法施行規則第3条の「信託の受益者から除かれる者に係る契約」として以下の契約を追加したい。 「株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社が、役員への株式報酬制度(インセンティブプログラム等)と認められる範囲で、対象役員(株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の役員をいう。)に株式又は現金の交付を行うことを目的とした信託契約。	一般社団法人 信託協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等の中で特定取引(信託取引を含む)を行う際は、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けられています。顧客等には、「信託の受益者」も含まれていることから、特定事業者は、役員への株式報酬制度に係る信託取引を行う際は、「信託の受益者」の取引時確認を行わなければならないこととされています。 一方、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがないと認められる信託契約(信託を利用した従業員持株制度等(日本版ESOP)に係る信託取引等)については、取引時確認の対象となる「信託の受益者」から除外しています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第2条、第4条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年政令第20号)第5条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第3条	対応不可	役員株式交付信託については、株式交付規程を取締役会決議により制定すること等から、従業員株式交付信託と異なり、株式の給付、資金の拠出等において役員の意向が反映され、株式の給付等が役員の自由な管理下でないとは言えないため、受益者である役員によって、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがないとまでは言えないと考えられます。したがって、役員株式交付信託を「信託の受益者から除かれる者に係る契約」として追加することは困難であると考えます。	
260530028	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	税金・公金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。	A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。 B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。 (提案理由) 銀行では、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金の支払いについて取引記録の保存が求められる。公共料金の支払いについて本人確認(取引時確認)および取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。このため、同じサービスを行っているにもかかわらず、銀行で支払う場合はお客様に本人確認にご協力いただく必要がある。税金の収納票等で金融機関控えがない場合に取引記録の作成に協力いただくなど、重要な負担を強いている。この対応の違いをお客様に説明する事にも苦慮し、窓口の事務負担増の要因となっていることから、以下について検討いただきたい。 A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。 B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。 公共料金については、収納先が電力会社、電話会社など公共性の高い特定の会社に限定されているうえ、支払われる資金もこれらの利用料金であることが明確であり、悪用されることは考えにくい。このため、公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とすべきである。 なお、所管官庁より、「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全(ないとはいえない)」、「国・地方公共団体以外の団体・組織への振込みについて、テロ資金供与やマネー・ロンダリングのおそれが全(ない)と客観的かつ容易に判断することは困難」との回答があったが、そうした点はコンビニによる収納においてと同様ははずである。	A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。 B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。 (提案理由) 銀行では、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金の支払いについて取引記録の保存が求められる。公共料金の支払いについて本人確認(取引時確認)および取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。このため、同じサービスを行っているにもかかわらず、銀行で支払う場合はお客様に本人確認にご協力いただく必要がある。税金の収納票等で金融機関控えがない場合に取引記録の作成に協力いただくなど、重要な負担を強いている。この対応の違いをお客様に説明する事にも苦慮し、窓口の事務負担増の要因となっていることから、以下について検討いただきたい。 A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。 B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。 公共料金については、収納先が電力会社、電話会社など公共性の高い特定の会社に限定されているうえ、支払われる資金もこれらの利用料金であることが明確であり、悪用されることは考えにくい。このため、公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とすべきである。 なお、所管官庁より、「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全(ないとはいえない)」、「国・地方公共団体以外の団体・組織への振込みについて、テロ資金供与やマネー・ロンダリングのおそれが全(ない)と客観的かつ容易に判断することは困難」との回答があったが、そうした点はコンビニによる収納においてと同様ははずである。	一般社団法人 全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等の中で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際は、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けられています。国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係る取引は、取引時確認対象取引から除外されています。 また、特定事業者は、特定業務(特定事業者が行う業務)を行った場合には、少額取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年政令第20号)第6条、第7条、第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条、第19条	対応不可	A. 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全(ない)とはいえず、事後的にテロ資金供与やマネー・ロンダリングに係る取引に関する資金トレースを可能とする必要があります。また、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入については、疑わしい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。したがって、税金・公金における取引記録の保存を不要とすべきとの提案を受け入れることは困難であると考えております。 B. 公共料金の支払に係る取引時確認及び取引記録を不要とすべきとの提案については、国・地方公共団体以外の団体・組織への振込みについて、テロ資金供与やマネー・ロンダリングのおそれが全(ない)と客観的かつ容易に判断することは困難であることから、要望を受け入れることは困難であると考えております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状		該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
260530029	25年10月17日	25年12月24日	26年5月30日	成年後見人による取引の本人確認義務の緩和	成年後見人による取引の場合、銀行による被後見人の本人確認を不要とし、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみとする。 【提案理由】 成年後見人が被後見人の財産を管理するため、被後見人名義の口座開設等を行う際、銀行は被後見人の本人確認(取引時確認)を行うため、成年後見人に対し、被後見人の本人確認書類の提示を求める。この時、成年後見人が被後見人の本人確認書類として健康保険証や免許証等を用意できない場合、成年後見人の事実を証する登記事項証明書や家庭裁判所の審判書を提示することとなる。登記事項証明書等での本人確認の場合、銀行には犯罪収益移転防止法の定めにより、当該書類の確認に加え、書類に記載された被後見人の住所あてに書留郵便などで取引関係書類を送付することが義務付けられる。しかし、被後見人が入院等で自宅におらず、取引関係書類が返送されず、同法により被後見人名義の口座を開設できない、少なくとも、登記事項証明書等での本人確認の場合、郵送確認を省略する取扱いを認めほしい。 そもそも成年後見人は、被後見人である「本人」の取引に支障があるからこそ、法律の規定により家庭裁判所に法定代理人として選任されたのであり、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみを取り扱う取扱いであったとしても、犯罪収益移転防止法の趣旨に反するものではないと考えられる。 所管官庁からの回答に「破産管財人のように、一裁判所の監督を受ける等の特殊な事情がある場合には、犯税法施行規則第4条第1項第13号ロに規定する「これに準ずる者」に該当し、顧客等本人及び代表者等のいずれについても本人特定事項の確認は不要」とあるが、成年後見人はその任免に裁判所が関与する等の点で「これに準ずる者」に該当するとも考えられる。 成年後見人から被後見人名義の口座が開設できないことへの苦情が銀行窓口へ寄せられるケースもあり、実現が困難な場合、成年後見人に対し、犯税法の規定の趣旨等を改めて周知いただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等本人と取引の任に当たっている者(代表者等)が異なる場合、国や地方公共団体のように実在性が明確である顧客等以外については、実際に取引による財産の移転の効果が補償される顧客等本人と代表者等の両方の本人特定事項の確認を行わなければならないこととされています	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第14条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年政令第20号)第14条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第13号ロ「これに準ずる者」、犯税法第4条、第15条	対応不可	犯罪収益移転防止法においては、顧客等本人と取引の任に当たっている者(代表者等)が異なる際、仮に双方について本人特定事項の確認を行わなければ、取引の対象となる財産が真に顧客等本人の財産であるのか、顧客の代理人として行動しようとしている者の財産であるのかが不明瞭な場合、資金トランスは不可能となることから、国や地方公共団体のように実在性が明確である顧客等以外については、実際に取引による財産の移転の効果が補償される顧客等本人と代表者等の両方の本人特定事項の確認を行うことを義務付けることとしています。 このことは、代表者等が法定代理人である場合についても異ならないことから、法定代理人が存在することをもって直ちに顧客等本人を本人特定事項の確認の対象から除外することは、困難であると考えます。 また、破産管財人については、破産管財人が破産者の有する預金等の債権の支払を受ける場合に、支払を受けた財産が破産者の管理下に置かれることになり、破産財団に組み込まれ平等な弁済手続にかけられることや、その手続は常に裁判所、債権者等による監督を受けること等の特殊な事情があることから、例外的な取扱いを認めたいものです。 破産管財人については、破産管財人が破産者の有する預金等の債権の支払を受ける場合に、支払を受けた財産が破産者の管理下に置かれることになり、破産財団に組み込まれ平等な弁済手続にかけられることや、その手続は常に裁判所、債権者等による監督を受けること等の特殊な事情があることから、例外的な取扱いを認めたいものです。 破産管財人については、破産管財人が破産者の有する預金等の債権の支払を受ける場合に、支払を受けた財産が破産者の管理下に置かれることになり、破産財団に組み込まれ平等な弁済手続にかけられることや、その手続は常に裁判所、債権者等による監督を受けること等の特殊な事情があることから、例外的な取扱いを認めたいものです。 破産管財人については、破産管財人が破産者の有する預金等の債権の支払を受ける場合に、支払を受けた財産が破産者の管理下に置かれることになり、破産財団に組み込まれ平等な弁済手続にかけられることや、その手続は常に裁判所、債権者等による監督を受けること等の特殊な事情があることから、例外的な取扱いを認めたいものです。		
260530124	25年11月18日	26年1月10日	26年3月31日	緊急車両の優先的給付	【提案の具体的内容】インフラ復興・被災者支援等の緊急車両への優先的な給油を図る施策を実施すべきである。 【提案理由】大震災時における緊急車両の通行に関しては、災害対策基本法に定められている。しかしながら、給油が受けられず、実際には運行できない可能性があるため。	(公社)関西経済連合会	内閣府 警察庁 経済産業省	経済産業省は東日本大震災での教訓を踏まえ、災害時に営業に支障の無い範囲で緊急車両に対して優先給油を行う災害対応型中核給油所(中核SS)を、自家発電設備等の導入の補助事業を通じて、全国約1,700カ所で整備を進めているところです。また中核SSは石油の備蓄の確保等に関する法律における届出の対象となっています。	石油の備蓄の確保等に関する法律第27条	現行制度下で対応可能	中核SSについては、地元都道府県庁の推薦等も必要とする仕組みにより整備を進めることで、国単独ではな地方自治体連携して災害時の燃料の安定供給体制を構築しております。また中核SSにおける優先給油の対象は、「バカ一消防車、救急車等、赤色灯を点灯し、サイレンを鳴らしながら走行する車両や都道府県知事又は都道府県公安委員会が交付する緊急通行車両確認標章を掲げている緊急通行車両等」を想定しています。		
260620011	26年5月9日	26年5月30日	26年6月20日	外国人観光客の迅速化を図る特例措置	外国人観光客の飛躍的な増大と地域の強みを活かした観光産業の振興を図るため、国家戦略特区で認められる外国人旅行客へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特例措置について、全国に適用拡大すること。	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	【法務省】 出入国審査手続の迅速化については、上陸審査場の場内整理員として審査ブースコンシェルジュという形で民間の力を活用しているほか、事前に利用希望者登録を行った日本人と我が国に在留資格をもっている外国人のうち一定の条件を満たす者に対し自動化ゲートを使用した審査手続を行い、少しでも上陸審査手続が円滑かつ迅速に行えるように努めています。 【外務省】 国家戦略特区については、平成26年5月1日に区域を定める政令が公布され、それぞれの区域方針が公表されています。	出入国管理及び難民認定法第6条第1項、第3項、第7条第1項、第25条第1項、第60条第1項、第61条	【法務省】 出入国審査手続の迅速化について、現時点において、国家戦略特区で認められた施策はなく、したがって全国拡大する施策もありません。引き続き、審査ブースコンシェルジュの活用及び自動化ゲートの利用の促進等により、入管手続の迅速化を図ってまいります。 【外務省】 現時点では、国家戦略特区の区域方針が公表された段階であり、外国人観光客へのビザ発給要件の緩和について、国家戦略特区で認めているというものはありません。			
260620013	26年5月9日	26年5月30日	26年6月20日	重慶の要介護者の介護は予定した時間どおりに済まないため、警察署長の許可を受けた訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間を弾力性を持たせること	訪問看護、訪問介護等の現場において、重慶の要介護者の介護が予定した時間どおりに済まない実態に合わせ、警察署長の許可を得た訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること。 今後、介護サービス必要とする高齢者が急増することが明らかであり、訪問介護用車両は郵便配達や医師の住診などと同等に公共性が高いため、駐車禁止の除外車両の対象とすることが望ましい。	日本商工会議所	警察庁	駐車許可は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分であっても、駐車日時や駐車場所に係る審査基準に合致し、警察署長の駐車許可を得た場合は、当該部分への駐車が可能となるものです。また、駐車禁止の交通規制から除外する措置は、道路標識等により駐車禁止が実施されている全ての場所において、日時、交通状況の如何を問わず駐車を可能とするものです。	道路交通法第4条第1項及び第2項、第45条第1項ただし書、都道府県公安委員会規則	現行制度下で対応可能	駐車禁止の交通規制から除外する措置については、日時や場所・交通状況の如何を問わず駐車を可能とするものであることから、交通の安全と円滑を図るため、対象車両を緊急自動車等、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定の場所に駐車する必要がある車両等とするとしており、あらかじめ訪問場所が特定されている訪問看護等の車両について、その対象とすることは困難です。他方、訪問看護や訪問介護に使用する車両の駐車許可については、対象の性格上、駐車日時をあらかじめ特定することが困難な場合があることを考慮し、駐車場所付近の交通状況等を勘案した上で、御指摘の点も含めて、柔軟な対応を図ることとしていますので、駐車禁止場所を管轄する警察署に御相談ください。		
260711010	26年5月9日	26年5月30日	26年7月11日	日本の空港を経由して外国へ向かう外国人の乗継客を地方への観光客として取り込むため、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度を導入すること	日本の空港を経由して外国へ向かう外国人の乗継客を、わが国、とりわけ地方への観光客として取り込むため、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度を導入すること。	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	本邦を経由して本邦外へ向かう外国人の乗継客については、査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度とし、寄港地上陸制度があり、日本の空港を経由して外国へ向かう外国人に対しては、必要に応じて、寄港地上陸を許可しています。寄港地上陸は、船舶又は航空機に乗っている外国人乗客で、本邦を経由して本邦外へ向かう外国人に対して、乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間42時間の範囲内で、その出入国港の近郊に上陸することを希望する場合に与えられます。	出入国管理及び難民認定法第14条、施行規則第13条	現行制度下で対応可能	寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外へ向かう外国人の乗継客について、運送業者の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、ご提案内容については、既存の寄港地上陸許可制度を活用することで十分対応対応可能であると考えます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ○:規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 △:当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
26071103	26年5月16日	26年6月24日	26年7月11日	古物営業法に基づき(所轄警察署への申請・届出)の電子化・郵送化・必要書類の統一について	現在、古物営業法に基づき(所轄警察署への申請・届出手続きは、電子申請ができないところか窓口持参に限られており、政府の推進する行政の電子化の現状である。また、申請様式の書式や必要添付書類が統一されており、窓口警察署の担当者の裁量で決まっているため、官民双方に多大な無駄が生じている。そこで、古物営業法に基づき(所轄警察署への申請・届出手続きの電子化・郵送化及び必要書類について統一していただきたい。	一般社団法人日本フロンティアステーション協会	警察庁	古物営業法第5条、第7条、古物営業法施行規則第1条第3項、第5条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条 また、事務の電子化については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成15年)国家公安委員会規則第6号)第5条において、都道府県公安委員会に対する申請等については、都道府県公安委員会の定めるところにより電子情報処理組織を使用してオンラインで行うことができることとされている。	現行体制下で対応可能 事実誤認	古物営業法では、申請・届出手続きに係る方法を窓口持参する方法に限定していないため、都道府県警察の運用により、現行においても、郵送による手続は可能である。他方、手続の電子化については、左記のとおり、都道府県公安委員会の判断により、実施することが可能である。 また、申請・届出手続きにおける必要書類については、左記のとおり、古物営業法施行規則において既に統一されており。	
26071104	26年5月16日	26年6月24日	26年7月11日	普通・中型自動車運転免許制度の制限見直しについて	普通自動車運転免許で運転できる範囲は車輻総重量が未滿、最大積載量が未滿、中型自動車運転免許では車輻総重量が1以上11未滿、最大積載量が3以上6.5未滿であり、また、中型自動車運転免許取得する条件は20歳以上、普通自動車運転免許取得後2年以上の経過が必要となる。現行の普通自動車運転免許制度では一般的に輸送の主たる積載量(2~4t)のトラック運転手が制限され、労働者の雇用確保が非常に困難な状況である。普通自動車運転免許取得により、積載量2~4tのトラックで運転できるようになることで、輸送業界の人材確保が期待され、失業率の低下に寄与できるものと考えられる。是非、ご検討いただきたい。	一般社団法人日本フロンティアステーション協会	警察庁	中型自動車免許(以下「中型免許」という。)については、20歳に満たない者に対しては、運転免許(以下「免許」という。)を与えないこととされています。また、中型免許の運転免許試験を受ける者は、普通自動車運転免許又は大型特殊自動車免許を現に受けている者に該当かつ、これらの免許のいずれかを受けている期間(当該免許の効力が停止されている期間を除く。)が通算して2年以上の者でなければなりません。	検討に着手	自動車等の運転は、それ自体危険を伴う行為であることから、精神的成熟性や事故実態等に照らし、一定の年齢又は運転経験を運転免許試験の受験資格の要件として定めています。中型免許については、中型免許制度導入後の平成20年から23年までは自動車輻総重量5トン以上6.5トン未満の自動車第1当事者となった交通事故発生件数は、自動車1万台当たり年間約0.88件と、車両総重量5トン未満の自動車の約0.45件に比べ約2倍となっており、危険性が高くなっています。 したがって、取得要件の緩和については、道路交通の安全の観点から十分な検討が必要となることとなります。したがって、都道府県公安委員会(警察)において、指定公共機関等との契約等の内容を詰める書類等を確認の上、緊急通行車両確認書(以下「標準」という。)を交付しています。	
26071105	26年5月16日	26年6月24日	26年7月11日	災害発生時、通行規制区域内への侵入許可について	(1)提案内容 CVSなどの配送車両について、緊急通行車両として(指定通行規制区域内での通行許可)していただきたい。 「通行許可証」を事前に交付していただきたい。 (2)提案理由 CVS店舗は被災地域の重要な物資供給拠点であり、そこへ商品供給する配送車を緊急通行車両として指定願いたい。 また、大規模災害時には各行政官庁も混乱する中、所定の交付手続きを経て「通行許可」を交付することは困難であると思われるため、事務の交付についてご検討願いたい。 CVSが社会インフラとして、被災地への迅速な物資供給を可能とする制度、支援などについてご検討いただきたい。	一般社団法人日本フロンティアステーション協会	内閣府 警察庁 総務省	災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条 「標準を提示し証明書を備え付けている緊急通行車両は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が交通規制を行っている道路の区間を通行することができる。また、日本大震災に伴う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成し、緊急通行車両の事前届出制度等についても定められている。	現行制度下で対応不可	緊急通行車両として緊急交通路の通行が認められる車両には、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「指定公共機関」という。)が保有する車両のほか、指定公共機関等との契約等に基づき災害発生時に民間事業者が使用する車両も含まれており、生活物資の供給等緊急輸送に従事する車両については、指定公共機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることとなっています。したがって、都道府県公安委員会(警察)において、指定公共機関等との契約等の内容を詰める書類等を確認の上、緊急通行車両確認書(以下「標準」という。)を交付しています。 災害時の交通規制では、標準の交付枚数(緊急通行車両の確認を行った車両の台数)を把握して、緊急交通路の交通量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小と通行を認める車両の種類の拡大等の交通規制の見直しを行いました。 仮に標準を事前交付した場合、災害発生後、事前届出を行った全ての車両が使用されるには限らないため、緊急通行車両の正確な枚数を把握できなくなり、緊急交通路の交通量等を踏まえた適切な交通規制が行えず、人命救助の災害応急対応に支障が生じるおそれがあるため、標準を事前に交付することはできません。 指定公共機関等との契約等に基づき、災害発生時に民間事業者が使用する車両については、緊急通行車両の事前届出制度の対象となりますので、事前届出を行っていたければ、災害発生時により迅速に標準を交付することができます。	
26071106	26年5月16日	26年6月24日	26年7月11日	深夜酒類提供飲食店の届出における添付書類の緩和について	深夜酒類提供飲食店の届出において、法人であれば全従業員の住民票(本籍地記載のもの)の添付を求められるが、この添付内容を変更いただきたい。 風営法内閣府令第一条四のイ「住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七十条第五号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する箇条)が記載されているもの)を、(以下同じ。)、とあるのを、「住民票の写し」と、同条七のロ「役員に係る第四号イ及びハに掲げる事項」を「代表者に係る第四号イ及びハに掲げる事項」と変更していただきたい。 深夜酒類提供飲食店は、風俗営業などの規制及び業務の適正化に関する法律(以下、風営法という。)によって規制を受けている。昨今のわが国は、仕事によって昼夜と休日が逆転するなど、ライフスタイルが多様化している。したがって、深夜に酒類を提供するという一事業をもって過度の規制をするようではおられないと考える。深夜酒類提供飲食店は風営法内閣府令第19条において、深夜酒類提供飲食店の法人の届出に際し、その役員全員の戸籍の表示(本籍地の表示)のある住民票の写しの添付を求め、代表者(代表取締役)ならびに、役員全員の(監査役または取締役も含む)とするのは明らかに行き過ぎであり、申請者に過度の負担がかからないよう申請書類を必要最小限に縮小さすべきであると考え、特に、チェーン展開する居酒屋においては、取締役の人数や出店する店舗数も多く、添付書類も膨大になる。会社法第349条1項において、株式会社は代表取締役を定めた場合は代表取締役が会社を代表するとある一方で、代表取締役を定めた場合は、その他の取締役は会社を代表するものではないことから、代表取締役以外の取締役や監査役の住民票は添付資料とする必要性がなく、また、本籍地記載の住民票の添付を求める必要もないと考える。その理由が、国籍、または、日本国民かどうかを知るためのものだとして「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されていることから、外国人でも国籍が記載された住民票が交付されるため、日本人は本籍地記載の住民票を提出する必要性はないと考える。もし、法人の役員全員の本籍地記載の住民票が必要だとすると、公安委員会のデータベースなどに登録する方法などにより、添付書類を緩和するように改正をお願いしたい。 また、電子申請についてもご検討いただきたい。	一般社団法人日本フロンティアステーション協会	警察庁	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき(許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和60年総務省令第1号)第19条) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条 また、事務の電子化については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成15年)国家公安委員会規則第6号)第5条において、都道府県公安委員会に対する申請等については、都道府県公安委員会の定めるところにより電子情報処理組織を使用してオンラインで行うことができることとされている。	対応不可 事実誤認 現行制度下で対応可能	深夜酒類提供飲食店は、とすれば接待類似行為を行うなど風俗営業の無許可営業に移行する可能性が高いことなどから、事前に届出させて、その実態とより幅広い把握することとしているため、住民票の添付が必要な範囲を代表取締役に限ることはできません。 また、左記のとおり、現行においても、営業を既に営んでいる者が、当該営業の届出を行った都道府県公安委員会の管轄区域内において他の深夜酒類提供飲食店営業を深夜において営もうる場合などについては、役員全員の住民票を添付する必要はないこととしており、全ての届出において役員全員の住民票の添付が求められているものではありません。 さらに、電子申請については、左記のとおり、都道府県公安委員会の判断により、実施することが可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
260711017	26年5月16日	26年6月24日	26年7月11日	古物商許可申請の効率化について	古物商の許可は都道府県単位に申請を行うこととなっているが、申請から許可が降りるまで1ヶ月半以上かかるケースがあり、1ヶ月半以上店舗をオープンできない状況が発生している。フランチャイズチェーンの場合、全国展開をしている事業者が多いことから、業務の効率化等を踏まえ、都道府県公安委員会に付与されている許可権限を国家公安委員会に格上げをし、全国共通の許可としていただくか、又は、ある県で既に古物商の許可を取得していれば、新たな県で古物商の許可を取得する場合には届出のみとし許可を不要としていただく等の対応をご検討いただきたい。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	警察庁	古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項では、「…営業を営もうとする者は、営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会…の許可を受けなければならない。」と規定し、都道府県公安委員会単位の許可制を採用しております。	古物営業法第3条第1項	対応不可	古物営業法においては、営業所における営業が前提となっているため、各都道府県内の治安の維持について責任を有する各都道府県公安委員会が最も確に各管轄区域内の古物営業の実態を把握することが可能であり、また、実効的な指導監督を行うことができることから、都道府県公安委員会単位の許可制を採っております。また、各都道府県公安委員会は相互に独立しており、ある都道府県公安委員会における許可の判断に他の都道府県公安委員会の判断が拘束されるようにすることは適当ではありません。よって、要望への対応は困難であると考えております。	
260711018	26年5月16日	26年6月24日	26年7月11日	自転車防犯登録・抹消等手続きの全国統一について	(1)提案内容 各都道府県、防犯登録協会毎に異なる自転車防犯登録・抹消などの手続きを全国統一していただきたい。また、スムーズに全国の登録・抹消状況を確認できる仕組みを構築していただきたい。例えば、車体番号の問い合わせにより、全国で抹消の確認が可能となる仕組みや、防犯登録抹消時も登録抹消時に控えが発行され、確認が取れるような書式に統一していただきたい。 (2)提案理由 通常、中古自転車の買取時に防犯登録の抹消、販売時に新たに防犯登録が必要となるが、都道府県によっては、「取扱店で抹消手続きの受付ができない」「登録・抹消状況の照会対応をしてもらえない」「抹消する制度自体が存在しない」など、全国で手続きが統一されていない。抹消手続きの完了が確認できないと、二次ユーザーが購入後に窃盗の疑いを受けられるリスクが存在するため、中古自転車の取扱が困難なケースも発生する。このことが、自転車のリユース促進の妨げとなる。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	警察庁	現在の防犯登録制度については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項により、自転車を利用する者は都道府県公安委員会が指定する者(以下「指定団体」といふ。)が行う防犯登録を受けなければならないとされており、これらに関する手続きは自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号)に定める指定の基準や都道府県公安委員会による指導により一定の統一の下、それぞれ指定団体において定められた方法により実施しています。 なお、抹消手続きについては平成26年8月1日をもって、都道府県ごとの整備が完了する予定です。	自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条第3項	対応不可	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則に定める指定の基準や都道府県公安委員会による指導により、登録業務に一定の統一が図られており、また、平成26年8月1日をもって、都道府県ごとに抹消手続きの整備が完了することを踏まえれば、登録業務の在り方を全国で統一する必要性はないものと考えております。 なお、各都道府県警察では、古物商において自転車を買い受けるに際しては、相手方において事前に抹消登録を行うよう促すことや、相手方の確認の一環として登録カードの提出を求めるなどの方法により防犯登録の名義と相手方の同一性を確認することなどを指導しています。	
260818007	26年5月16日	26年6月24日	26年8月18日	古物営業の場所について	(1)提案内容 古物商は「古物商自身の営業所」と「取引の相手方の住所又は居所、以外の場所で古物営業を行うことはできないが、以下を認めていただきたい。 ① 集合住宅内に存在し、居住者以外が容易に侵入できないエントランスなどにおける古物営業(行商) 居住者以外が容易に利用できないコンシェルジュカウンターなどを通じた非対面取引 百貨店他での催事など、一時的な特設会場での買取 (2)提案理由 古物営業法では、「盗品などの売買の防止、遅やかな発見などを図るため」という法の目的に基づき、古物営業を行う場所として「古物商自身の営業所」と「取引の相手方の住所又は居所」が認められており、それぞれ原則として本人確認が要求されている。一方、集合住宅のエントランス(例)第三者が容易に侵入できないクワーマシジョンのエントランス)における出張買取や、居住者専用のコンシェルジュカウンターを利用した宅配買取は、エントランス及びコンシェルジュカウンターが「相手方の住所又は居所」には該当せず、本人確認が行われたと言えないとして、違法であるとの行政解釈がなされている。しかし、集合住宅の居住者しか利用できない場所又はサービスであれば、事実上の居住者確認を行うことができる。これに加えて、別途提示される本人確認書類と併せて、本人確認が可能であると言える。また、「百貨店他での催事など、一時的な特設会場での買取については、現在、短期間の催事であっても「出店」の形態(出店が認められる場合)をとるか、古物営業(買取)ではなく回収の形態で対応しているが、手続きが煩雑である。しかし、これらの特設会場での運用は「古物商自身の営業所」における買取のスキームと相違がなく、同等の本人確認が可能である。これらの取引は「古物商自身の営業所」や「取引の相手方の住所又は居所」での取引と同様に本人確認が可能であり、「盗品等の売買の防止、遅やかな発見などを図るため」という古物営業法の目的を阻害するものではないと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁	古物営業法(昭和24年法律第108号)第14条第1項では、「古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない」と規定し、古物商の営業の制限について定めております。本条は、防犯上無難な状況に於いて、盗品等の売買の危険が伴う催事や街頭で古物の受取を禁止するために必要な古物の受取場所についての制限を設けているものです。この制限に該当するかどうかについては、様々な業態形態等が想定されることから、個別具体的に判断されます。	古物営業法第14条第1項	対応不可一部、現行制度下で対応可能	古物営業法においては、古物商の防犯上の義務として、古物の受取に際し、相手方の確認、帳簿等への記載等の義務を課しており、当該義務を果たすため、古物の受取の場所について制限を設けております。この趣旨に鑑み、「古物商自身の営業所、及び」取引の相手方の住所又は居所、以外の場所における古物商以外の者からの古物の受取は認められません。	
281024013	26年8月5日	26年9月10日	26年10月24日	深夜における飲食店営業時間の緩和	【具体的内容】 遊興行為の時間規制について、外国人等訪問客のニーズや周辺環境への影響を考慮しつつ、時間延長を求める。 【提案理由】 深夜飲食店における遊興行為(ショー、生演奏等で客を楽しませる行為)については、風俗営業法(昭和49年法律第122号)第32条第1項は、(キタミナミについては、条例により午前1時まで)	大阪府・大阪市	警察庁	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和25年法律第122号)第32条第1項	検討に着手	本年6月に閣議決定された規制改革実施計画にダンスに係る風俗法規制の見直し盛り込まれたことや、超党派のダンス文化推進議員連盟における議論等を踏まえ、警察庁では、本年7月に有識者会議を立ち上げてダンスに係る風俗法規制の見直しについて検討をお願いしていたところ、本年9月に、ダンスを始め、深夜における遊興全般を対象として風俗法の規制の見直しをすることが適当であるとの報告書を受け取ったところです。本報告書を踏まえ、風俗法改正案を策定し、国会に提出しているところです。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
261216049	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	フィリピン国籍者短期滞在時の日本人入国査証免除措置の実施	<p>【要望の具体的内容】 短期滞在に該当する目的で日本に滞在することを希望するフィリピン国籍の者に、査証免除措置を適用するようお願いしたい。 【規制の現状と要望理由等】 フィリピン人の入国査証においては、2013年および2014年に緩和措置を実施しているが、今なおすべての渡航者に事前の査証取得が必要な現状がある。 【要望理由】 多くの日本企業がフィリピンに企業拠点を有しており、比国拠点における機能および人材の役割は、今後一層、重要なものになると見込まれる。今後、より多くの現地人材が事前の査証手続きなく、タイムリに日本へ渡航し、良質な情報共有と緊密な連携が図られるようになれば、日比両国の発展に大いに寄与するものと考えられる。 【要望が実現した場合の効果】 近年、ASEAN投資先として脚光を浴びているフィリピンであるが、日系企業はその潜在能力をまだ十分に活かし切れていないのが現状。近い将来、日本がフィリピン国籍者の査証免除を行い、さらに活発な人材交流施策が取られれば、両国地点における関係は一層強固なものとなることが見込まれる。 また、英語に堪能な人材が豊富なフィリピンは、アジアだけでなく世界各国に対するハブ機能を果たす役割も期待できることから、日系企業がグローバル展開を行う際の重要な拠点の一つとして期待もできます。そうした意味でも、フィリピン国籍者の短期滞在査証が免除され、タイムリーな往来が達成される効果は大であると考えられる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	警察庁 法務省 外務省	<p>フィリピン国民に対しては、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、フィリピン国内に居住するフィリピン国民(一般旅券所持者)に対する短期滞在数次ビザの発給を平成25年7月1日より開始しております。また、インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、発給要件の緩和に加え、有効期間を最長5年に延長したほか、これら3か国以外の国に居住されている方についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を本年9月30日より実施しております。 なお、従来より商用目的で数次ビザを発給する際、下記1の対象者に、下記2のとおり申請書類の簡素化を行っております。</p> <p>1 対象者 次のいずれかの要件を満たす企業で課長相当職以上の地位にある者、もしくは1年以上在職している常勤の者。 (1) 国営企業・公営企業 (2) 株式会社 (3) 大使館/総領事館がある都市に置かれた日系企業商工会の会員であり、かつ、本邦に経営基盤もしくは連絡先を有する日系企業 (4) 本邦の株式会社が出資している合併企業、子会社、支店等 (5) 本邦の株式会社と恒常的な取引実績がある企業</p> <p>2 申請に必要な書類 (1) ビザ申請書(写真貼付) (2) 旅券 (3) 申請人が勤務する企業が上記項目に該当することを証する資料 (4) 数次ビザを必要とする理由書またはそれを記した指し合い理由書</p>	外務省設置法	検討に着手	今後の更なる査証緩和については、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、検討していきます。
261216051	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	留学生採用時の在留資格条件の緩和	<p>【提案の具体的内容】 留学期の専門と直接関係のない業種での就労についても、在留資格発給条件の緩和を検討する必要がある。 【提案理由】 特にサービス業での外国人観光客の受入増加に対応して、外国人採用ニーズが大きく、企業・外国人観光客双方にとってメリットがある。</p>	(公社)関西経済連合会	警察庁 法務省 厚生労働省	<p>「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格に係る審査に当たっては、大学における専攻科目と就職先における業務内容との関連性が認められる必要ですが、関連性の判断に当たっては、柔軟に取り扱っています。</p>	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条、第20条、別表第1の2の表、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令法別表第1の2の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項及び別表第1の2の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項	現行制度下で対応可能	現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られていない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たって大学における専攻科目と就職先における業務内容との関連性については、従来から柔軟に取り扱っています。 また、企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、業務に要する知識等の区分(文系・理系)に基づく「人文知識・国際業務」と「技術」の区分を廃止し、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」に一化する改正入管法の施行(平成27年4月1日)に向け、関係省令の整備等の準備を進めています。
261216052	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	就労可能な在留資格の種類を増加検討	<p>【提案の具体的内容】 就労可能な在留資格の種類を増加 【提案理由】 生産人口減少に対応し、現状の就労条件を拡大し、一部の労働人口の高齢化と人手不足が深刻な、農業、林業、漁業などの業種への就労を可能とする。</p>	(公社)関西経済連合会	警察庁 法務省 厚生労働省	<p>外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表1の1、2及び5の表に定められています。</p>	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の1、2及び5の表	対応不可	政府の方針として、我が国では専門的・技術的分野の外国人の受入れは行っておりますが、いわゆる単純労働者の受入れは行っておりません。この方針に基づき、出入国管理及び難民認定法別表1の第1、2及び5の表に定める在留資格が設けられているため、御提案に対応することは困難です。
270220003	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	訪日観光ビザの緩和	<p>【提案の具体的内容】 2013年7月に緩和された東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続。また、2014年9月末より順次緩和されるインドネシア、フィリピン、ベトナム3ヶ国からの訪日ビザ緩和の継続及び事務手続きの簡素化。並びに(東南アジア以外も含め)更なる対象国の追加。 【提案理由】 2013年7月以降訪日ビザ取得条件が大幅に緩和された東南アジア各国からの訪日観光客数は増加している。訪日観光客を増やすことにより、各国と日本を結ぶ航空便の需要が高まり、関西国際空港においても増便が期待される。 東南アジア4ヶ国(タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム)および全体の訪日観光客数の対前年同期比の推移 (JNTO発表資料より) <東南アジア> 1-3月:145.4% 4-6月:151.1% 7-8月:128.7% <全方面> 1-3月:127.5% 4-6月:125.4% 7-8月:124.6%</p>	(公社)関西経済連合会	警察庁 法務省 外務省	<p>ASEAN諸国人に対しては、御提案の具体的内容に記載のビザ緩和に加え、カンボジア及びラオス国民に対し、2013年11月18日より短期滞在数次ビザを導入しております。また、ミャンマー国民に対しては2014年1月15日より、インドネシア国民に対しては同年7月3日より、短期滞在数次ビザを導入しております。 インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、発給要件の緩和に加え、有効期間を最長5年に延長したほか、これら3か国以外の国に居住されている方についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を2014年9月30日より実施しております。さらに、11月20日より、指定旅行会社の取り扱うパッケージツアー参加者の一次観光ビザの申請手続きを簡素化しております。 また、インドネシア国民に対して、在外公館へのIC旅券の事前登録制によるビザ免除を12月1日より開始しております。 この他にも、中国人に対する数次ビザ発給要件緩和を2015年1月19日より開始しております。具体的には、商用目的の者や文化人・知識人の数次ビザの申請者について、要件を一部緩和する。沖縄・東北数次ビザ申請者について、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力の要件を緩和する。個人観光客について、相当の高所得者に限り、沖縄・東北三県のみならず1泊することを要件としない数次ビザを導入しております。</p>	外務省設置法	検討を予定	「制度の現状」とおり、日本再興戦略に明記されたビザ緩和措置は、すべて実施しました。加えて中国人に対する数次ビザの更なる緩和を行ったところですが、これら一連のビザ緩和を通じ、訪日増加が見込まれる対象国への緩和は、現時点では相当程度達成できています。 今後の更なる査証緩和については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270220016	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化	<p>行政機関等は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社へ送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。(ある生命保険会社では平成24年度に約10万件の税務関連の照会を受けている。)生命保険会社はこのような行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関等に対する回答を行っている。</p> <p>行政機関等からの照会文書の様式統一、及び電子化が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を旨としつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。例えば、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関等における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。</p> <p>また、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関等が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援を早められる可能性が見込まれる。(なお、審察庁との間では7月に様式の統一を実施済みであり、国税庁、厚生労働省との間では様式の統一に向けて検討を進めている状況)</p> <p>番号法では、制度を導入することにより、行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務・福祉事務所からの照会は社会保障・税分野に係る行政事務にあたるが、行政機関等が個人番号を利用した照会を実施し、生命保険会社が個人番号を利用した名寄せを行うことができれば、一層正確かつ迅速な事務を実現することができる。</p>	(一社)生命保険協会	<p>【内閣官房】 番号法では、個人番号の利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています(第9条)。また、特定個人情報の提供を原則禁止とし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するもの限り可能としています(第19条)。</p> <p>【審察庁】 現在、審察においては、捜査の過程で、保険契約の有無・内容(契約日、保険種類、保険金額等)等について、法令に基づき捜査関係事項照会書を送付し、関係生命保険会社に対し照会を実施しています。</p> <p>【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語:書式など)及び取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自自治体にならわれています。</p> <p>【財務省】 職当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。</p> <p>その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】 生活保護の決定・実施等のために必要があると認められる場合には、生命保険会社等に対して保険契約の有無、保険内容等について書面による照会を実施しております。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条</p> <p>刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項</p> <p>国税通則法第74条の2及び第74条の3、国税徴収法第141条、国税犯則取締法第3条第3項</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条</p>	<p>【内閣官房】 現行制度下で対応可能</p> <p>【審察庁】 その他</p> <p>【総務省】 検討に着手</p> <p>【財務省】 照会文書の統一化等について対応</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化等について対応</p> <p>【財務省】 照会様式の統一化等について対応</p> <p>【厚生労働省】 照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会等と継続的に協議し、様式の統一を合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。</p>	<p>【内閣官房】 税務・福祉事務所による生命保険会社に対する照会に個人番号を利用する場合には、個人番号と紐づけられていること、当該保険契約が当該契約者の個人番号と紐づけられていること、当該保険契約と個人番号が紐づけられていることが、税務・福祉事務所の間で把握できていること、が必要となります。 (保険契約が無い場合と個人番号と紐付けされていない保険契約について個人番号付きで照会を行った場合、個人番号(特定個人情報)の漏れとなるため。)上記及び、が担保されれば、現行法令の改正を行わなくとも個人番号を利用した照会は可能であると考えます。</p> <p>【内閣官房】 【審察庁】 照会の電子化について、生命保険協会と協議したところ、照会の電子化を行う場合、高度なセキュリティ対策が必要になる。現状の審察からの照会件数であれば、現在のFAXを使用した照会方法の方が効率的である等の理由から、照会の電子化に係る検討は見送るとの結論に至りました。</p> <p>【財務省】 「規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)」において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施に資して、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請」。</p> <p>照会文書の依頼事項に関する用語(照会文書の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)、とされ、実施時期については「平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)」とされていること。</p> <p>また、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)」については、「関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえた上から、地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する」とされ、実施時期については「平成27年度措置」とされていること。</p> <p>【財務省】 照会様式の統一化等 取引照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会等と継続的に協議し、様式の統一を合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。</p> <p>照会手続の電子化について 照会手続の電子化については、平成26年6月24日に閣議決定された規制改革実施計画で「平成26年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況等を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る(結論に応じ、その後3年以上を目途に必要な措置)」とされており、今後も継続して検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化等 照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会と協議を行い、様式の統一について合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。</p> <p>照会手続の電子化 生命保険協会と協議したところ、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方のオンライン化については、今後も継続して検討していくこととなりました。</p>		
270220053	26年10月31日	27年1月14日	27年2月20日	クルーズ船による来日観光客の寄港地上陸許可制度の運用改善と、トランジットビザ発給方法の見直し	<p>【提案の具体的内容】 我が国を経由するクルーズ船の乗客の、寄港地立ち寄り容易にし、インバウンド促進に資するため、クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」の運用改善 クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」については、審査に時間がかかることや、出発予定の便が最先便でない場合には上陸を許可しない等の課題があるので、柔軟な運用を求めている。 トランジットビザ発給を、ネットで申請・需給する等の発給方法を見直すことを要望する。</p> <p>【提案理由】 クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」については、審査に時間がかかることや、出発予定の便が最先便でない場合には上陸を許可しない等の課題がある。また、トランジットビザ発給のためには、あらかじめ在外公館の窓口で申請・取得する必要があり、取得機会が限定されている。</p>	(公社)関西経済連合会	<p>警察庁 法務省 外務省</p>	<p>平成26年12月までは、可能な航路のクルーズ船の外国人乗客に対して「寄港地上陸許可」を活用した特例措置により対応してきたところ、特例措置は一般の上陸手続に比較して審査時間が短縮されるとして、クルーズ船社等から一定の評価を得ていた反面、対象とならないクルーズ船が多といった課題があったと承知しています。なお、「出発予定が最先便でない場合には上陸を許可しない」との御指摘については、クルーズ船の乗客は一般に船舶とともに移動するので、事実確認と思われます。</p> <p>通過査証(トランジットビザ)に関しては、在外公館に必要書類原本を提出して頂いた上、審査を経て、発給しております。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第14条、第26条の3</p> <p>外務省設置法</p>	<p>【内閣官房】 現行制度下で対応可能</p> <p>【警察庁】 その他</p> <p>【財務省】 検討に着手</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化等について対応</p> <p>【財務省】 照会様式の統一化等について対応</p> <p>【厚生労働省】 照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会等と継続的に協議し、様式の統一を合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。</p>	<p>【内閣官房】 現行制度下で対応可能</p> <p>【警察庁】 その他</p> <p>【総務省】 検討に着手</p> <p>【財務省】 照会文書の統一化等について対応</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化等について対応</p> <p>【財務省】 照会様式の統一化等について対応</p> <p>【厚生労働省】 照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会と協議を行い、様式の統一について合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。</p>	<p>【内閣官房】 現行制度下で対応可能</p> <p>【警察庁】 その他</p> <p>【総務省】 検討に着手</p> <p>【財務省】 照会文書の統一化等について対応</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化等について対応</p> <p>【財務省】 照会様式の統一化等について対応</p> <p>【厚生労働省】 照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会等と継続的に協議し、様式の統一を合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ;規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 ;当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270220075	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定	自動車盗難対策として最も効果的であるイモビライザ(電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム)を無効化する器具の所持を、業務その他正当な理由による場合を除き制限することにより、自動車の盗難防止を図るべきである。 【提案理由】近年、自動車の盗難を防止するために車両に装備している「イモビライザ」の機能を無効化する器具を用いた盗難が増加し、反社会的勢力および不良外国人の資金源になっている。現在、何の規制もないためインターネット上で購入できる場合もあり、この器具が広く流通するに至っている。また盗難車両を用いた二次犯罪も発生している。 このような状況に対し何らかの対策を講じなければ、たゞ消費財がイモビライザ装着車を避けても自動車盗難を完全に防止できない状況が放置することになるため、イモビライザを無効化する器具を所持できること自体を問題視する必要がある。 住宅侵入犯罪が増加したときに、その対策として「特殊閉錠用具の所持の禁止に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)が制定したように、イモビライザを無効化する器具の所持を法律で規制し、国民の財産を守る方策を講じる必要がある。平成25年7月に愛知県が、正当な理由のない旨のイモビライザを無効化する器具の所持を規制する新たな条例を改正したものの、法令化には至っていない。「規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要」では、「同条例の施行後における同県内の自動車盗の発生状況や効果等を注視しつつ、イモビライザの所持等を規制するための法整備の必要性の検討を含め、効果的な自動車盗難対策を推進してまいります」とされており、緊急に検討を開始することが求められる。 類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数が激減したことと同様に、本要望の実現により、自動車盗難防止に大きく貢献することが期待できる。また、反社会的勢力等の資金源を断つことにつながり、社会の安全・安心に寄与しうる。	(一社)日本経済団体連合会	警察庁	-	自動車盗難対策については、関係省庁及び民間団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において「自動車盗難等防止行動計画」を策定し、使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出対策等の諸施策を推進しているほか、警察では、都道府県の実情に応じた自動車盗難対策を推進しているところ。平成26年中の自動車盗の認知件数は16,104件と、前年比で5,425件減少し、昭和35年以來、初めて2万件を割り込み、ピーク時である平成15年の約4分の1にまで減少しています。 また、イモビライザを無効化する器具(いわゆるイモビライザ)の所持等を禁ずる条例については、平成27年1月末現在、愛知県及び茨城県において施行されています。	平成26年7月1日に愛知県で施行されたイモビライザの所持等を禁止する条例については、現時点で、自動車盗難対策において、どの程度の効果を生ずるか十分に確認できておらず、また、平成26年7月1日に茨城県で施行された同様の条例については、その施行から間がないことから、今後も、各条例の施行後における各県内の自動車盗の発生状況や効果等を注視しつつ、イモビライザの所持等を規制するための法整備の必要性の有無等の検討を含め、効果的な自動車盗難対策を推進してまいります。		
270220076	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	中古買取販売における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大	古物営業法第15条第1項に定める相手方の真偽を確認するための方法として、「タブレット端末等上において行う手書きサイン及びその記録データ」についても認めらるべきである。 <規制の現状> 古物営業法第15条第1項第2号では、相手方の真偽を確認する方法の一つとして文書による確認を規定し、古物営業法施行規則第15条第2項において、その方法「万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたもの」による署名であることを求めている。電子的対応として、古物営業法第15条第1項第3号では、電子署名(電子署名法第2条第1項に規定のもの)の方法も認めている。 <要望理由> 古物買取の確認方法は、電子的な保存は書面に比べて、証拠となる資料の管理を効率的、安全に行うことが期待されるが、現状では普及が限定的な電子署名による方法しか認められていないため、民間事業者は電子的な管理の恩恵を享受しにくい。タブレット等を行う手書きサインの記録データも、書面と万年筆、ボールペン等を行う署名と同等の改ざん防止機能や、必要な情報提供がなされる限り、古物営業法施行規則第15条第2項における署名と同等に見なすべきと考えらる。 <要望が実現した場合の効果> タブレット等に対する手書きのサインの記録データも、古物営業法第15条第1項「相手方の真偽を確認するため」の方法として認めることにより、照会があった際等、正確かつ迅速に古物買取記録を検索できるため、警察等の捜査に迅速な協力を行うことができる。また、当該記録をクラウドなどで管理できれば、特定の地域だけではなく全国的に買取を行っている事業者への照会も、迅速な回答が期待される。民間事業者においても、書面の管理による費用等の負担軽減、照会に対する該当文書の探索の負担軽減等が期待される。	(一社)日本経済団体連合会	警察庁	古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条では、古物商が古物の買受け等を行う際に行わなければならない相手方の真偽の確認義務等について規定しています。同条第1項柱書では「古物商は、古物を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない」と規定し、同項第2号で上記措置の一つとして、「相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る。)(の交付を受けると、)と規定しています。 また、古物営業法施行規則(平成7年閣議決定)第10号(第15条第1項)では、「法第15条第1項第2号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない」と規定しています。 上記義務は、「盗品等の売買の防止、適やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資する」という古物営業法の目的を達成するために古物商に課せられている義務です。	古物営業法第15条第1項第2号、古物営業法施行規則第15条第2項	古物営業法第15条第1項第2号、古物営業法施行規則第15条第2項	即提案の方法は、「文書」と「電磁的記録」の違いはあるものの、古物商の面前において、相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載されたものを受け取る点で、実務的に古物商が確認すべき事項が異なるものではないと考えられることから、古物商における当該方法の需要に検討を実施するなどした上で、古物営業法施行規則の改正等、その実施方法について検討することします。	
270220077	26年12月1日	27年2月3日	27年2月20日	インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通防止	【提案内容】 インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通を阻止するため、また、違法な出品者への対策のため、相手方確認の強化および申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度を設けることを要する。 【理由】 インターネットオークションを通じて盗品カーナビの流通を阻止するための規制が存在していない。平成21年度に総合セキュリティ対策会議がまとめた報告書において、インターネットオークション事業者に対し「出品時のカーナビの製造番号の記載の義務化」、「製造番号に係る部分の画像の掲載の推奨」、「盗品と疑わしきカーナビの製造番号の検索可能化」などを行ったことが確認し、一部のインターネットオークション事業者においてはこれらの対策が実施されている。しかし、カーナビ被害の盗難件数は依然として多い状況にあり、盗品カーナビの流通阻止を目的にインターネット事業者における出品者確認の強化および申告義務違反に対する出品者の行政処分・罰則の規定を設けるべきである。	(一社)日本損害保険協会	警察庁	古物営業法(昭和24年法律第108号)第21条の2等においては、古物取りあせ事業者が古物の売却をしようとする者からのあせんの申込みを受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努める義務があること等を規定しております。 出品者の確認に係る規定に関しては、インターネットオークションでは、盗品等ではない物品も膨大に取り扱われており、事業者自身が売上の当り者や目的物を直接見聞すること等があせんを行っていることを踏まえ、行政処分や罰則の制定は相当性を欠くと考えられることから、努力義務規定としています。 また、申告義務については、申告は主観的に疑いを認められた場合に行うべきものであるから、実際に申告が行われるかどうかは事業者が出品を自主的にどれほどチェックするかによるところが大きいことなどを踏まえ、行政処分や罰則で担保しないこととしております。	古物営業法第21条の2及び第21条の3	古物営業法第21条の2及び第21条の3	平成21年度総合セキュリティ対策会議における提案を受け、主要なインターネットオークション事業者においては、現在においても、自主的取組によって規約における出品時のカーナビの製造番号(シリアル番号)の記載を義務化するなど、盗難カーナビの流通防止が図られています。更に、警察においては、関係省庁及び民間団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において示された製造番号の画面表示やセキュリティコード機能を有する盗難防止性能の高いカーナビの普及促進のため、自動車メーカーに対する働き掛けを実施するなどしてあります。 これらの取組と取締りの強化により、部品ねらひの認知件数は、平成21年以降減少し続けています。 引き続き、警察では、取組に加え事業者に対する働き掛けを継続し、盗難カーナビの流通防止に努めてまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270220078	26年12月1日	27年2月3日	27年2月20日	イモビライズを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定	イモビライズを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定 [提案内容] 自動車の盗難防止を図るため、自動車盗難対策として最も効果的であるイモビライズ(電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム)を無効化する器具の所持を、業務その他正当な理由による場合を除いて制限する法令の制定を要する。 [理由] イモビライズを無効化する機器の所持等の制限を目的とした条例が愛知県(2013年7月)、茨城県(2014年7月)で施行されたが、現状、法令化まではされていない。 近年、自動車の盗難を防止するための車両に装備されているイモビライズ、の機能を無効化する器具を用いた盗難が増加し、反社会的勢力および外国人の資金源になっている。インターネット上で購入できるときもあり、この器具が広く流通するに至っており、所持できること自体が問題となっている。また盗難車両を用いた二次犯罪も発生している。 このような状況に対し、何ら対策を講じなければ、自動車盗難が増加し続け、消費者がイモビライズ装着車を避けたとしても自動車盗難に遭うことを恐るべきでない。 住宅侵入犯罪が増加したとき、その対策として「特殊警戒隊員の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるドッキング防止法)が制定したように、イモビライズを無効化する器具の所持等を法律で規制し、国民の財産を守る方策を講じる必要がある。 類似した立法目的を有するドッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数は激減したことと同様に、自動車盗難を激減させることができる。また、反社会的勢力および不良外国人の資金源を断つことにつながり、社会の安全・安心に寄与しうる。	(一社)日本損害保険協会	警察庁	自動車盗難対策については、関係省庁及び民間団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において「自動車盗難等防止行動計画」を策定し、使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出対策等の諸施策を推進しているほか、警察では、御提案の案類に向けた自動車盗難対策を推進しているところ。平成26年中の自動車盗難の認知件数は16,104件と、前年比で75,425件減少し、昭和35年以来、初めて2万件を割り込み、ピーク時である平成15年の約4分の1にまで減少しています。 また、イモビライズを無効化する器具(いわゆるイモビカッター)の所持等を禁止する条例については、平成27年1月末現在、愛知県及び茨城県において施行されています。		検討に着手	平成25年7月1日に愛知県で施行されたイモビカッターの所持等を禁止する条例については、現時点で、自動車盗難対策において、どの程度の効果を有するか十分に確認できておらず、また、平成26年7月1日に茨城県で施行された同様の条例については、その施行から間がないことから、今後も、各条例の施行後における自県内の自動車盗難の発生状況や効果等を監視しつつ、イモビカッターの所持等を規制するための法整備の必要性の有無等の検討を含め、効果的な自動車盗難対策を推進してまいります。	
270313006	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	道路使用許可が認められる時間帯の緩和	道路使用許可を要する工事に交通の妨害となるおそれがないと認められるときは、原則9時～17時の間以外でも道路使用を弾力的に許可すべきである。 [提案理由] 道路において工事もしくは作業をしようとする者又は当該工事もしくは作業の請負を行う場合、当該行為に係る場所を管轄する警察署長等の許可を受けなければならない、とされているが、当該工事が認められる時間帯について法令では特段明確に規定されていない。 しかし、実際には、道路の交通事情に問わず、原則として9時～17時の間(指定時間帯)に工事を実施するよう指導が行われている。そのため、例えば17時の時点で、交通の妨害になるおそれなく、あと少し作業すれば当日中に完了できる場合であっても、一律に17時で当該工事を一旦打ち切り、翌日以降に残りの作業を行うことを余儀なくされるケースも少なくない。 なお、これらの工事は顧客からの要請等による簡易な改修工事が中心で、所要時間も短く、路上に駐車する車両も1、2台程度にとどまる。 こうした事情を踏まえ、当該道路の交通事情が許す限り、道路使用を許可する時間帯の延長を認めるなど、より弾力的かつ柔軟な運用を求める。	(一社)日本経済団体連合会	警察庁	道路使用許可制度は、道路において工事又は作業、工作物の設置、調査のしやすさとする場合に、「道路交通の安全・円滑の確保」との調整を図るための制度です。 法令上、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、当該工事に係る場所を管轄する警察署長に許可を受けなければならないとされ、所轄警察署長は、許可に係る申請があった場合において、現に交通の妨害となるおそれがないと認めるときは、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがないと認められるとき ・現に交通の妨害となるおそれがある場合はあるが公益上又は社会の情勢上やむを得ないものであると認められるときは、許可をしなければならぬとされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	現行制度下で対応可能	工事における道路使用許可については、申請に係る工事の実施場所、実施時間、実施形態等により交通の妨害となる程度を千差万別であることから、所轄警察署長が、交通の妨害による支障の程度と、公益性又は社会情勢上の必要性がある行為の態様を比較し比較衡量の上、個別にその可否を判断しているところです。 御提案内容にある「工事が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」の場合は、午前3時から午後5時までの間以外の時間帯における工事の許可についても、法令上、所轄警察署長は道路使用の許可をしなければならないとされており、現行制度による対応が可能です。 なお、個別の工事に係る道路使用許可については、当該工事に係る場所を管轄する警察署に御相談ください。	
270313007	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	放置駐車違反における車検証上の使用者責任を減免すること。 [提案理由] 平成18年6月施行の改正道路交通法第51条の4第4項では、公安委員会が車両の使用業者に對し放置違反金の納付を命ずることができる旨を規定しており、レンタカー利用者が放置違反金を支払わない場合、車検証上の使用者であるレンタカー会社は納付命令を交付することになった。レンタカー業界として警察庁と違法駐車連帯格を構築したのが、悪質なレンタカー利用者による駐車違反は後を絶たない、一部の悪質なレンタカー利用者のコストを他の多くの善良な利用者がかかることになり、不公平である。 悪質が実現した場合、悪質レンタカー利用者によるコストが削減され、レンタカー料金の低下につながる可能性がある。また、違反金を納付しない利用者がレンタカー会社を介せずに、直接、警察から指導を受けることにより駐車違反の抑制効果が見込まれる。	(公社)リース事業協会	警察庁	都道府県公安委員会は、放置車両があった事実を認定したときは、放置車両確認標章を取り付けられた日の翌日から起算して30日を経過した後に、運転者が放置駐車違反に係る反則金を納付せず、かつ、当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起せず、かつ、家庭裁判所の審判に付されていない場合に限り、当該車両の利用者に対して放置違反金の納付を命ずることができることとされています。 また、放置違反金の納付命令後、運転者が当該放置駐車違反に係る反則金を納付した場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起されず(は家庭裁判所の審判に付された場合、都道府県公安委員会は当該納付命令を取り消し、放置違反金等に相当する金額を履行しなければならぬこととされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第4項	対応不可	車両の利用者は、車両を使用する権限を有し、その運行を支配し、管理する者とされており、レンタカーの場合はレンタカー会社がこれに該当することから、レンタカーが放置車両と確認され、運転者が反則金を納付するなどしなかった場合は、レンタカー会社に納付命令がなされることになり、レンタカー会社は、道路交通法上も、車両の利用者として、駐車違反防止のため運転者に対し法令を遵守させるよう努めるべき立場及び駐車に関して車両の適正な使用のために必要な措置を講ずるべき立場にあります。 また、後述し契約を締結するに当たり、借入人が駐車違反を行わないよう義務付け、違反した場合は契約を解除し、以後は貸出先に応じない立場にとすると、駐車違反防止のための措置を講ずることが可能な立場にあること。このような立場にあるレンタカー会社の責任を追及することは、運転者の責任追及とができない場合に限られており、これを行うこととしても、不合理ではないと考えられます。 なお、都道府県警察においては、レンタカーに放置車両確認標章を取り付けた際、直ちに当該レンタカー会社に対して違反日時や場所、車両番号等を連絡するなど、レンタカー会社と連携して、当該レンタカーの運転者に対する運転者責任の追及を徹底しているところであり、今後とも、こうした取扱いを行うこととしています。		
270313008	26年10月30日	27年1月29日	27年3月13日	レンタカー事業者における車庫法上の保管場所に関する規制を緩和すること。 [提案理由] 車庫法によって、レンタカー事業者は都市部や駅周辺であっても、営業店舗から2kmを超えない範囲で車両数に相当する駐車場所を確保しなければならない。 都市部や駅周辺に店舗を構えるレンタカー事業者にとって、駐車確保はコストが高く、事業採算性があから出店が困難になっている。現在の法規制下では、店舗立地の観点からレンタカー利用者の利便性が確保されているのみならず、レンタカー利用者に対する駐車確保の高いコストが負担されている。また、レンタカー事業者が好立地の駐車場を押さえることになり、近隣住民や企業が駐車場を確保しづらくなっている面も否めない。 レンタカー事業者が都市部や駅周辺に出店することが容易になれば、広範囲の地域で公共交通機関とレンタカーがリンクした移動手段が確立され、利用者の利便性向上のみならず、人の移動の活発化により地域経済の活性化につながるものと考えられる。また、レンタカー事業者の駐車場の分散することにより、都市部や駅周辺の駐車場を確保しやすくなり、近隣住民や企業にも恩恵が及び、	(公社)リース事業協会	警察庁	自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所(車庫、空き地その他自動車通常保管するたの場所)を確保しなければならない。当該保管場所は、当該自動車の使用の本拠の位置と間の距離が2キロメートルを超えないものであることとされています。 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第3条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号)第1条		対応不可	自動車の保有者は、当該自動車の使用の本拠の位置から2キロメートルを超えない場所に当該自動車の保管場所を確保することとされています。これは、自動車の使用の実態を備えている場所の近傍に保管場所が確保されなければ、自動車の使用者による安全かつ適正な運行に必要な自動車の使用の管理がなれないおそれがあるほか、道路が保管場所として不適正に使用されるおそれがあります。 したがって、これは、レンタカー事業者の場合も同様であり、道路使用の適正化や道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図る観点から、御提案の要望に対応することは困難です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の種類	措置の概要(対応策)	
270313009	26年12月1日	27年2月3日	27年3月13日	自動車リサイクルシステムを活用した中古自動車の解体部品の通関手続き等における監視強化	【提案内容】 無許可解体業者等による盗難車の不正輸出の防止を図るため、中古自動車を部品に解体し、輸出する際の通関手続きは、輸出申告書が自動車リサイクル法に基づきマニフェストを税関に提示するという新潟港の取り組みを、全国の港に拡大するよう要望する。 (参考: http://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y035-11/ref14.pdf) 【理由】 自動車は一旦部品に解体されてしまうと、その部品が盗難車のものか判断する手立てがないため、現状、盗難車は大半が解体され、中古自動車部品として不正に輸出されている。不正輸出防止に向け、新潟港では自動車リサイクルシステムを活用した独自の取り組みが行われている。関係省庁が協力し、新潟港の取り組みを全国の港に拡大するよう要望する。 本件は、平成25年度の規制改革ホットライン要望の省庁回答において検討項目とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。	(一社)日本損害保険協会	警察庁 財務省 経済産業省 環境省			検討に着手	現在、新潟港では、解体自動車(いわゆる廃車ガラ)を輸出する場合において、当該解体自動車が自動車リサイクル法で認められた全部利用であることを証明することを目的として、電子マニフェストの添付を求める取組を行っています。この取組は、自治体を中心となって関係事業者、経済産業省、環境省、警察及び税関の協力体制を構築し、自動車リサイクル制度における電子マニフェストを利用して不適正な解体自動車の輸出を監視するものであり、この取組に関心を持った一部の自治体により、同様の取組が他の港でも実施されています。 一方で、関係省庁より、この取組はあくまでも自動車リサイクル法に基づき適正な解体自動車の輸出であることを確認するものであることから、盗難車から取り外された中古部品の不正輸出の防止には不十分であるという指摘があります。また、この取組自体について、電子マニフェストの有効性を含めた取組の実効性を十分に検証すべきとの指摘や、一部の地域における取組のみでは不適正事案が他の地域に流れるだけに終わり不適正事案の解消には至らないという指摘があるため、引き続き動向を注視していきます。	
270313077	26年12月1日	27年2月3日	27年3月13日	道路交通行政の全国統一化	【提案内容】 道路交通行政に関する規制のうち、地域ごとに規制の内容を変える必要性が認められないものについては、規制の具体的内容を、全国で統一していただきたい。例えば、自転車に関する道路交通行政上の規制を、全国で統一していただきたい。 【理由】 道路交通法上、道路交通行政に関する規制のうち、少なからぬ部分については、規制の具体的な内容が、都道府県公安委員会の決定に委ねられ、都道府県ごとに区々の状況となっている。しかし、規制内容が地域ごとに区々になっているがために、国民の予測可能性が与えられるというものも存在する。例えば、道路交通法上、自転車の乗車人員に関する具体的な規律は、各都道府県の道路交通規則に委ねられており(道路交通法57条2項)、二人乗りや三人乗りなどについての具体的な規律内容は、各都道府県ごとに区々となっている。そのため、二人乗り等をしていて自転車運転者が、どの都道府県で事故に遭ったかによって、事故当事者の過失の有無・割合が変化しうる可能性がある。このような帰結は、国民の予測可能性を著し、薄れる結果に対する国民の納得感も得がたいと思われる(例えば、5歳の子供をひもで確実に背負って自転車を走行することは、東京都では違法(東京都道路交通規則10条)だが、県境を超えて埼玉県では違法になる(埼玉県道路交通法施行規則8条(1))、かかるルールに合理性があるとは思われない)。そのため、この点については、国民の予測可能性を担保する観点からも、全国一律の統一ルールを設けることが望まれる。	(一社)日本損害保険協会	警察庁	軽車両の乗車人員については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条第1項により、直接制限を定めることはしていませんが、同条第2項により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認めるときは、軽車両についてもその制限を定めることができるものとされています。	道路交通法57条第2項	対応不可	自転車を含めた軽車両については、自動車等と比較し、その危険性が少ないため、乗車人員について法律で全国一律に定める必要性はないものと考えております。 また、二人乗り等の危険性については、当該自転車が通行する交通環境によっても変わってくる。交通環境は地域によって異なるため、都道府県公安委員会規則で定めることが適当であると考えております。	
270313078	26年11月3日	27年2月3日	27年3月13日	公道除雪の規制の緩和	人口減少・高齢化社会の到来により、ますます財政状況が厳しくなる中、除雪に対する市民の要望は、非常に強くなってきている。平成26年2月の豪雪時にみられるように、すべての公道を行政だけで除雪・掃雪することは、予算、除雪委託業者、除雪機械に限りがあることから困難な状況である。このような状況の中で、地元で除雪隊を結成し公道の除雪をしていたりしている町や、また、個人でも除雪していたり、市民総出で除雪に協力していたりしている。 このような中、緊急(豪雪)時においては、農作業用のトラクターや軽自動車に排土板を取り付けたもの、個人所有の重機について、道路管理者への届出で公道除雪を可能にしてもらい公道除雪を認めたい。	長野県須坂市	警察庁 国土交通省	排土板を取り付けた自動車を使用して公道で除雪を行ってはならないとする規制はありません。	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)	事実確認	自動車は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合する状態であれば、電算のために排土板を取り付けていても、道路を走行することが可能です。	